

環循規発第 1910114 号
環循施発第 1910113 号
令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について
(通知)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB を含有する塗膜を廃棄する際には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じた適正な処理を行う必要がある。

PCB を含有する可能性のある塗膜については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号通知）に基づき、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断基準をお示ししたところであるが、「ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について」（令和元年 6 月 27 日事務連絡）（別添参考）により、その適切な試料採取（サンプリング）方法は別途周知することとした。

今般、PCB を含有する可能性のある塗膜の低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に当たり、別紙のとおり適切な塗膜のサンプリング方法を策定したので通知する。

なお、本サンプリング方法は、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に加え、塗膜の PCB 濃度の把握においても適用するものであると同時に、今後実施する PCB を含有する可能性のある塗膜のサンプリングに適用するものであり、既にサンプリングに着手済みの施設について遡及させる必要はない。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（以上）

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法

下記1～4の方法は、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する可能性のある塗膜のサンプリングを実施するまでの基本的な方法を示したものであり、事前調査において下記に示す情報以外の情報を収集することや下記に示すサンプリング数又はサンプリング量と異なるサンプリングを行う(分析に必要なサンプル量確保を前提とする)ことなど適切な方法により実施することを妨げるものではない。

1. 事前調査

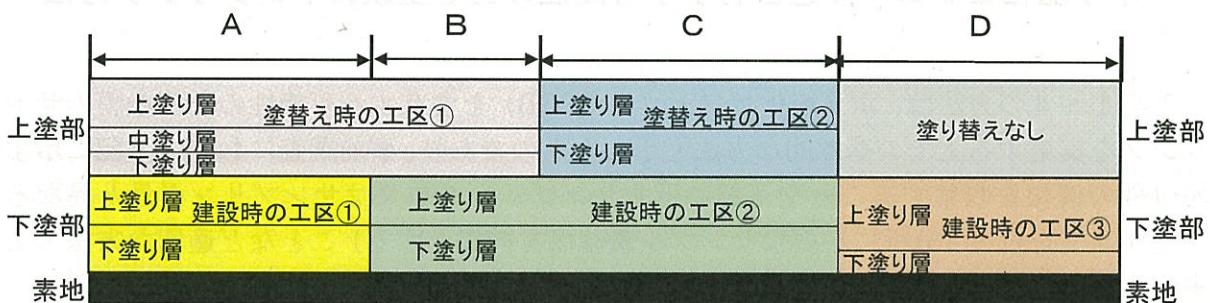
塗膜のサンプリングについては、対象施設毎に同一の塗膜構成毎に行うことを基本とする。なお、同一の施設においても複数の塗装系が適用されている場合や、過去に部分的な塗替え塗装が行われている場合があるため留意が必要である。塗膜構成の調査は、建設時の塗装工区、塗替え時の塗装工区等に係る情報(※)の確認、施設写真の参照、現地踏査の実施などにより行う。以上的方法で塗膜構成の把握が困難な場合においては、ケレン棒等の工具や剥離剤を用いて素地まで確認する(具体的な確認の単位については、塗膜構成が十分把握できるよう、塗装工事の情報等から判断すること)などの適切な方法により行う。

調査に当たり、複数の異なる塗装工区において、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられていることにより、塗膜構成が同一と判断されるものがある場合には、これらの塗膜構成を一つの塗膜構成として扱って差し支えない(例:下記イメージ図において、建設時の工区①と建設時の工区②がそれぞれ同じ層の数からなり、かつ、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられている場合、塗膜構成Aと塗膜構成Bは同じものとみなすことができる)。

(※) 塗装工区等に係る情報の例

- ・施設の塗装歴表示
- ・架設年次等の情報が記載された銘板
- ・施設台帳
- ・設計時の建設図書
- ・補修履歴
- ・補修設計図書
- ・定期点検結果

<現況の塗膜構成（A～D）のイメージ>



2. サンプリング場所

事前調査に基づき、現況の塗膜構成毎に、塗装状態（塗膜の剥がれ等の状況）から、可能な限り、塗装の劣化等が比較的少なく、かつ直射日光や水掛けかりの影響を受けにくい場所をサンプリング場所として選定する。その際、現況の塗膜厚が周辺よりも薄くなっている部位からのサンプリングは避ける。例えば、一般的な鉄橋の場合、塗膜が比較的健全であり、かつ直射日光を受けにくい内側面の腹板などの部位からサンプリング場所を選定する。

3. サンプリング数及び量

サンプリング数は、サンプリング場所ごとに 1 箇所以上とする。サンプリング量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量とし、スクレーパー、ヘラ、ケレン棒等の工具を用いて適切に採取する。また、可燃性物質を貯蔵するタンク等については、塗膜を削り取る際に静電気や火花が生じ、火災や爆発等の事故につながるおそれがある場合や、作業において飛散防止効果が期待される場合など、実際の塗膜の除去工事においても剥離剤を使用することが望ましいと判断される場合には、サンプリングにおいて必要に応じ剥離剤を使用することもできる。

また、事前に分析会社との間でサンプリング方法（乾燥・湿潤等）や、分析に必要なサンプル量について協議すること。

4. 分析

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）（令和元年 10 月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）」等に基づき、PCB 汚染物への該当性を判断するとともに、PCB 濃度を適切に把握するものとする。

令和元年 6 月 27 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB汚染物については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（通知：環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号）により、その該当性判断基準をお示ししたところである。

本年 5 月 22 日の参議院決算委員会において、添付のとおり、PCB 汚染物のうち PCB を含有した塗膜（PCB 含有塗膜）については、その施設の部位によって PCB 濃度に濃淡がある場合は、特定の部位の PCB 濃度のみによって当該施設全体の塗膜の PCB 汚染物への該当性を判断することは適當ではないとの指摘がなされたところである。このため、PCB 含有塗膜に係る PCB 汚染物への該当性の判断における塗装の方法等に応じた適切な試料採取方法を周知することとしているが、それまでの間、留意されたい事項について下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- ① 製品として PCB を含有する塗料（PCB 含有塗料）は、昭和 41 年から昭和 47 年まで製造された塩化ゴム系塗料の一部に使用され、これらは昭和 49 年までの塗装に使用された可能性がある。
- ② 以下の施設・設備のうち、昭和 41 年から昭和 49 年までに建設又は塗装されたものに PCB 含有塗料が使用された可能性がある。
 - 鋼製橋梁
 - 鋼製洞門
 - 排水機場の鋼構造物

- 鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）
- 水門・鉄管の鋼構造物
- 鋼製船舶

③ ②の施設・設備においてPCBの染み込み又は付着等が確認された場合は、当該施設・設備全体の塗膜がPCB汚染物に該当するものとして安全側で取り扱うこととされたい。

(以上)

第一百九十八回

參議院決算委員會會議錄第八号

(一一三)

令和元年五月二十二日(水曜日)
午後一時開会

委員の異動

五月二十日

辞任

小西

浜口

熊野

正士君

均君

宇都

隆史君

中西

祐介君

又市

征治君

杉

久武君

行田

邦子君

川田

龍平君

元榮太

一郎君

松下

新平君

宮本

周司君

藤末

健三君

古川

俊治君

馬場

成志君

藤井

基之君

藤末

健三君

二之湯

智君

厚生労働副大臣

高階恵美子君

事務局側

常任委員會専門

笹嶋

正君

安藤

裕君

総務省行政管理

総務省行政評価

局長

講岐

建君

北崎

秀一君

林崎

理君

内藤

尚志君

谷脇

康彦君

田畠

一雄君

椎葉

茂樹君

本多

則惠君

吉良よし子君

秋野

公造君

石井

苗子君

行田

邦子君

高木かおり君

吉良よし子君

渡辺

原田

石田

眞敏君

内閣府大臣官房

審議官

内閣府大臣官房

審議官

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

議官

内閣府大臣官房

審議官

○理事(西田昌司君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、矢田わか子君が委員を辞任され、その補欠として木戸口英司君が選任されました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造でございます。お役に立てるように質疑をしたいと思います。

今日は、原田大臣、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。P.C.Bについてお伺いをしたいと思いますが、このP.C.Bは、電気絶縁性が強く、燃えない、安定性が高いということで広く用いられてきました。

水に溶けず脂肪に溶けるということで、体に一度入るとなかなか排せつすることができなくなるということ、そして安定をしておる性格上、一度例えば皮下脂肪などに入りますと、いつまでも刺激を与え続けるということで、治らない、そういう問題もありまして、黒い赤ちゃん、みんな本当に氣の毒だと思います。二度と繰り返してはならない、しっかりとP.C.Bの処理をしていかなくてはならないわけあります。

今日、資料の中に通知を提出してございます。その後には国会の会議録もお示ししておりますが、かつてはP.C.BがあればP.C.Bの汚染物として処理をするとしていたものを、通知によつて、含有濃度が〇・五ミリグラム・パー・キログラム以下のものは低濃度P.C.Bの汚染物には該当しないと、そういう整理をしたものであります。まずは、この通知を発出するに至つた経緯についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。低濃度P.C.B廃棄物につきましては、その処理した後の処理物の濃度基準、いわゆる卒業基準は規定されておりますが、今御指摘のありました、何が低濃度P.C.B廃棄物に該当するかという該性の判断基準は、今まで一部の廃棄物を除いてこれまで明確になつておらず、自治体が判断が分かれていることなどから課題となつております。

それでP.C.B廃棄物の適正な処理の推進における支障となつてゐたことから、今般、低濃度P.C.B汚染物の該当性判断基準を明確化したところでござります。

○秋野公造君 塗膜についてお伺いをしたいと思

いますけど、新たな判断基準、新たに示された判断基準でP.C.B非該当とされた塗膜による環境中のP.C.B排出量、どのようにお考えになつておられますでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

ただいま御指摘のありました判断基準によりまして低濃度P.C.B廃棄物に当たらないと判断された塗膜につきましては、通常の産業廃棄物としてその性状に応じて廃アラスチック類あるいは汚泥に分類されることになります。これらにつきましては、基本的には焼却処理をされて判断基準以下で存在しているP.C.Bも分解されるということでありますので、環境中に排出されることはないと考えております。

○秋野公造君 これまで低濃度P.C.B廃棄物は八百五十度一秒の燃焼で処理をしてきたかと思いますけれども、通常の産廃で扱いますとどのように燃焼することになりますか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

廃棄物処理法の施行規則によりまして、技術上の基準、維持管理基準が定められておりまして、通常の産業廃棄物処理施設におきますと、燃焼ガスの温度を八百度C以上、二秒以上の滞留といふこととされてございます。

○秋野公造君 この八百度一秒でP.C.Bは分解さ

れると考えてよろしいでしようか。

ると考えますが、非該当と判断された塗膜のうち、一部の汚泥について埋立処分が行われることについては考えられます。

ただ、仮に埋立処分される場合におきましても、管理型あるいは遮断型最終処分場において行わることになりますので、まず、管理型最終処分場につきましては、浸出液の処理設備を設けて、放流水が排水基準に適合するということになります。

また、遮断型最終処分場におきましては、地下水等から遮断された形で埋立処分されることから、環境中に流出するおそれはないと考えております。

○秋野公造君 今までの話は、P.C.Bの濃度が一様であるという場合に限られる話になろうかと思います。私が問題意識を持っているのは、資料をカラーでお示ししているものを御覧いただいたらと思います。

○秋野公造君 今までの話は、P.C.Bが濃度の濃淡があるものについては高濃度のP.C.Bが混入する可能性があるのでないかというのが私の問題意識でありまして、例えば、たまたま薄いと塗膜を、先ほど申し上げましたけれども、濃度

の濃淡があるものにつけては高濃度のP.C.Bが混入する可能性があるのでないかというのが私の問題意識でありまして、たまたま薄いと

これを測定をして、それでもつて例えばP.C.B非該当であつたりするようなことがあつてはならない

といふことあります。この塗膜の取扱いについては、この塗膜のP.C.B濃度分析の取扱いについては基準を示すべきではないかというふうを指摘しておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) 八百度C以上で滞留時間二秒以上の条件によりまして微量P.C.B含有油のP.C.Bは分解されるということが技術的には確認されてございます。

○秋野公造君 焼却されずに埋立処分をされるものはありませんか。その対応について見解を伺ひます。

は、場所によって濃淡があるといふことがございますので、事業者が試料採取すべき箇所や数を現場で個別に判断した上でP.C.B濃度を分析して、その濃度に応じた処理が実施されているといふことがあります。

でありますとか塗装の塗り替えの頻度、あるいは使用された塗料の種類等に応じて区分けをするなど、合理的な方法によりサンプリングしたものを分析してP.C.B濃度を把握することは必要だと考えております。

現在、御指摘も受けまして、適切なサンプリングの方法につきましては検討に着手しておりますが、それは感謝を申し上げたいと思いますが、問題は、その基準が示されるまでの間、どうするかといたと考えております。

○秋野公造君 提案を対応していただけるということは感謝を申し上げたいと思いますが、問題は、その基準が示されるまでの間、どうするかといたと考えております。

大臣にお伺いをしたいと思います。

この昭和四十一年から例えれば四十九年の辺り、この頃の塗料の中にはP.C.Bが含まれてゐる可能性があり、先ほど申し上げたとおり、高濃度P.C.Bといつたものも混入する可能性が私はあるのではないかと思います。この基準が示されるまでの塗膜の取扱いについては、現状どおり、ボリ塩化ビフェニルの染み込み又は付着等が確認できればP.C.B汚染物に該当するとして処理をするよう

な、そんな考え方があつてもいいのではないかと私は考えますが、大臣の御見解、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(原田義昭君) これまでP.C.B汚染物の該当性の判断基準が一部明確でなく、適正な処理の支障となつてゐたために、今般、判断基準を定めました。その必要性について御理解いただきたいと考えております。

また、御指摘の塗膜のサンプリング方法につきましては、速やかに結論を得た上で周知を図つてまいりたいと思います。

また、御指摘の塗料が使われた施設についても、自治体に対する注意を周知いたします。

なお、サンプリング方法を周知するまでの間、自治体が、入念なサンプリングの代わりに、P.C.B染み込み又は付着等の確認をもつて全体をP.C.B汚染物に該当するものとして常に安全側で取り

